

2010年9月24日

大型マイコンメーターの性能低下に関するご報告

関西ガスメータ株式会社

大型マイコンメーターが装備する「内管漏えい警報機能」について、経年により機能の低下の恐れがあることが判明いたしましたのでご報告申し上げます。

本マイコンメーターにつきましては、財団法人日本ガス機器検査協会が実施する5年毎の形式認証更新時に「内管漏えい警報機能」の検査を行い、また製造時にすべてメーターが正常に動作することを確認し出荷しておりますが、このたび検定満期取外し品の性能検査において、「内管漏えい警報機能」の性能が低下する恐れがあることが判明いたしました。

「内管漏えい警報機能」は規定された最少検知流量（5L/h）以上のガスが30日間連続して流れた場合に警報ランプを点滅させるシステムです。

このたびの事象は、メーター内部にある計量室の切り替え装置であるバルブ（稼働部）とバルブシート（固定部）の摺動面にわずかな隙間が生じたためガスの通り抜けが発生し、規定された最少検知流量（5L/h）では作動しなくなる可能性があるものです。隙間の生じた原因は、経年により、バルブ（稼働部）とバルブシート（固定部）の内部に残っている応力が開放されることにより極めて微細な歪みが発生し変形する場合や、その歪みに加え、樹脂製のバルブ（稼働部）と金属製のバルブシート（固定部）が磨耗し変形したためです。

「内管漏えい警報機能」が低下した場合、法定漏えい検査の代替に利用されているガス事業者さまにおかれましては、ガス事業法ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項第一号に規定する「40月に1回以上の漏えい検査」が省略できなくなります。

なお、本機能が低下した場合においても、マイコンメーターに求められる機能（地震時遮断、過大流量遮断、圧力低下時遮断）は正常に働いており、計量性能にも問題はございません。

弊社といたしましては、このたびの事態が生じたことを重く受け止めており、お客さまならびにガス事業者さまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。また、今後も安心してマイコンメーターをご使用いただけますよう品質の確保に努めてまいります。

何卒、ご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【対象機種】 大型マイコンメーター NS25号～NS160号



【採用ガス事業者様数】 採用ガス事業者様数 178社（メーターメーカー4社計）

【大型マイコンメーター設置数】 約13.6万台（全国、メーターメーカー4社計）

【お問い合わせ窓口】 関西ガスメータ株式会社

電話番号：075-351-9018

午前9時～午後5時（土日、祭日を除く）

【参考】

ガス事業法ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条第 2 項

道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

検査頻度の表 略

一 道路に埋設されている導管からガス栓までの間に、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されている場合（当該装置が漏えいを検知することができる部分に限る）

以下 略

同解釈例第 114 条

省令第 51 条第 2 条第一号及び第 3 項第一号に規定する「適切な漏えい検知機能」とは、次の各号に適合するものであること。

一 略

二 漏えい検知装置の検知可能な最小のガス漏えい量は $0.005\text{m}^3/\text{h}$ を超えるものでないこと。

以下 略